

沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会  
運営要領の一部を改正する決定

資料 2-2

沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会運営要領（平成26年7月2日沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（会議の運営）</p> <p>第1条 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会の開催について」（平成26年6月18日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。</p> <p>（会議の公開等）</p> <p>第2条 検討会は、原則として <u>公開</u> とする。</p> <p>2 検討会の配付資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。</p> <p>（雑則）</p> <p>第3条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は座長が定める。</p>	<p>（会議の運営）</p> <p>第1条 沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会（以下「検討会」という。）の運営については、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会の開催について」（平成26年6月18日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。</p> <p>（会議の公開等）</p> <p>第2条 検討会は、原則として <u>非公開</u> とする。</p> <p>2 検討会の配付資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。</p> <p>（雑則）</p> <p>第3条 この運営要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は座長が定める。</p>